

令和元年第11回高梁市教育委員会（定例）会議録

1. 招集 令和元年10月25日 午後1時30分
2. 開会 令和元年10月25日 午後1時30分
3. 閉会 令和元年10月25日 午後3時15分
4. 会議の種別 定例会（第1回）
5. 会議の場所 高梁市役所 4階会議室1・2
6. 出席、欠席した委員の番号及び氏名

議席番号	氏名	出欠の別	備考
1	川上はる江	出席	
2	吉川昭	出席	
3	渡邊ありさ	出席	
4	藤井祥生	出席	

7. 説明のため会議に出席を求められた者の職氏名

職名	氏名	備考
――	――	

8. 会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	備考
教育長	小田幸伸	
教育次長	竹並信二	
参与	田村啓介	
教育総務課長	大福克志	
学校教育課長	石原洋重	
社会教育課長	渡辺丈夫	
文化センター所長代理	原田貴子	
教育総務課総務係長	村上靖恵	

9. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案番号	件名	結果
報告第 7 号	吉岡銅山関連遺跡調査委員会委員等の委嘱について	承認
議案第 74 号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第 75 号	高梁市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則	可決
議案第 76 号	高梁市教育長の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則	可決
議案第 77 号	高梁市立高梁小学校学校運営協議会委員の委嘱等について	可決
議案第 78 号	高梁市立川面学園学校運営協議会委員の委嘱等について	可決
議案第 79 号	高梁市立巨瀬学園学校運営協議会委員の委嘱について	修正可決
議案第 80 号	令和元年度末人事異動方針について	可決
議案第 81 号	高梁市スポーツ推進計画の策定について	可決

10. 会議録署名委員の番号及び氏名

第1番 川上 はる江

第2番 吉川 昭

11. 議事の内容

別紙会議議事要録のとおり

第11回教育委員会（定例）会議議事要録

1. 開会

教育長あいさつ

めっきり秋らしくなったが、先般の台風第19号の上陸を挟んで、一気に夏から晩秋を迎えてしまったような気がしている。

その台風も凄まじい規模で、昨年の西日本豪雨を上回るような大きな被害を東日本にもたらした。被害に遭われた皆さんに心よりお見舞い申し上げるとともに、昨年、我々がいただいた支援に対するお礼として何かができるものかとも思っている。高梁市では、茨城県常陸大宮市へ職員2名を派遣していたが、本日、帰郷したところである。今後も支援要請に応じて対応していく予定である。

本日の定例会は、報告1件、議案8件をお諮りする。その他で何件かの報告をさせていただく予定である。慎重審議をお願いする。

2. 議席の決定

3. 前回教育委員会の報告

教育長	前回の報告に対する質問、意見等はあるか。 なければ承認の挙手を願いたい。 (全員挙手)
教育長	前回の会議録は、承認する。

4. 教育長の報告

(1) 行事等

9月29日(日)	成羽町民スポーツ祭
9月30日(月)	交通安全査察 [巨瀬小学校]
9月30日(月)	校園長会要望
9月30日(月)	岡山シーガルズ激励会 [岡山プラザホテル]
10月3日(木)	社会教育委員会議
10月6日(日)	ヒルクライムチャレンジシリーズ 2019 高梁吹屋ふるさと村大会
10月10日(木)	方谷学発表会 [高梁高等学校]
10月11日(金)	順正高等看護福祉専門学校継灯式 [順正学園第一体育館]
10月11日(金)	松山高等学校創立70周年記念式典 [文化交流館]
10月12日(土)	第26回平松政次旗学童軟式野球大会
10月12日(土)	歴史美術館特別展「生誕100年 宮本隆～岡山彫刻界のパイオニア～」開会式
10月12日(土)	ほうこくんカード及び高梁観光情報館開設記念式典 [協同組合ポルカ]
10月15日(火)	高梁市長杯グラウンド・ゴルフ交歓大会開会式 [神原スポーツ公園]
10月16日(水)	岡山県教育委員会教育長との意見交換会 [ピュアリティまきび]
10月19日(土)	高梁高等学校同窓会東京支部総会 [ホテルルポール麹町(東京都)]
10月23日(水)	岡山県都市教育長協議会第2回定例会 [玉野市立図書館・中央公民館]
10月24日(木)	移動図書館車愛称募集選考会
10月24日(木)	女性議会

5. 議事

社会教育課長	報告第7号「吉岡銅山関連遺跡調査委員会委員等の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か意見等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	報告第7号は、承認する。 次の議案第74号の専決第18号、専決第19号は関連があるので、一括して説明を願う。
学校教育課長	議案第74号「専決処分の承認を求めることについて」専決第18号「就学学校変更の許可について」、専決第19号「就学学校変更の許可について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	まず、専決第18号について、何か意見等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。
教育長	(全員挙手) 専決第18号は、承認する。 続いて専決第19号について、何か意見等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。
教育長	(全員挙手) 専決第19号は、承認する。 以上をもって、議案第74号は承認する。
教育総務課長	議案第75号「高梁市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長 教育委員	何か意見等はあるか。 上位法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律で示されている事項で、規則で重複して規定されていた内容について整理したことによいか。
教育総務課長	そのとおりである。「法第25条第2項各号に規定する事務」という文言により、上位法にある内容を集約した。
教育委員 教育総務課長	法と規則で、今まで重複したままとなっていたのはなぜか。 現行規則のように、法と規則それぞれに内容を明記する手法もあるが、他の自治体の規則等の整理手法も参考にして、この度、文言整理を行うものである。
教育委員	現行規則の第2条第1項第7号に「教育長及び教育関係職員の任免に関する」とあるが、改正で削除することによって、教育長へ委任することとなるのか。
教育次長	いろいろな制度改正を踏まえての改正がきちんとなされていなかったことは、大きな反省であると思っている。
教育委員	ただ今のご質問については、教育長は、以前は教育委員の互選により選出されていたが、新教育長制度への移行で、現在は首長の任命となっている。その辺りの内容整理が十分でなかったものの見直しを行い、改正するものである。
教育長	委任規則の洗い出しを行っており、その中で、現行の第2条第1項第7号の内容について疑問に思っていたが、ただ今の説明により理解した。
教育長	他に何か意見等はあるか。なければ議案第75号の可決に賛成の方は、挙手願う。
教育長	(全員挙手) 議案第75号は、可決する。
教育総務課長	議案第76号「高梁市教育長の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か意見等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)

教育長	議案第76号は、可決する。 次の議案第77号から議案第79号は関連があるので、一括して説明を願う。
学校教育課長	議案第77号「高梁市立高梁小学校学校運営協議会委員の委嘱等について」、議案第78号「高梁市立川面学園学校運営協議会委員の委嘱等について」、議案第79号「高梁市立巨瀬学園学校運営協議会委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育委員	今回提出された議案のうち、川面学園学校運営協議会では、当該学校園の川面小学校の校長と教頭、川面幼稚園の主任教諭が委員として加わっている。これまでに設置された他の協議会では、おそらく当該学校園関係者は事務局として参加しているものと思われるが、その辺りの考え方はそれぞれに任せているのか。 選出する委員については、各学校運営協議会に任せている状況である。
学校教育課長 教育委員	委員選出については、ある程度統一した考え方を持って、教育委員会として指導する必要もあるのではないかと思うがどうか。
学校教育課長	先行して2年間研究を行ってきた巨瀬小学校では、管理職は事務局側として関わっているが、委員として加わった方が運営しやすいという感想も聞いている。始まったばかりの制度であるので、状況を把握しながら、当該学校園関係者が委員に加わる方がよいと判断したときは、そのように指導していきたい。
教育長	学校運営協議会は、校長の学校運営の方針に対して承認するということが必須事項で、他には意見をしたり、支援をしたりするが、最終的には行政に対して各学校の人事について意見をする権限も持つ。そのような組織の中に当事者の校長が加わってもよいのかということが委員のご意見の趣旨と考えるが、その辺りはどうか。
学校教育課長	学校からも意見や問い合わせがあり、先進自治体の状況を調べてみたが、事務局として参画している例、委員として参画している例は半々であった。始まったばかりで早急に判断を下すことは難しく、もう少し研究が必要であると考えている。現行規則上は、校長が委員として加わることも可能である。
教育委員	事務局側であっても、実態としては校長も学校運営協議会に参画しているということによいか。
学校教育課長	そのとおりである。なお、巨瀬小学校からは、事務局として参画してきたが意見が出しづらかったため、委員として参画する方がより積極的に意見が出せるのではないかという話も聞いている。
教育委員	教育委員会としては、もう少し各学校運営協議会の状況を見てから、全体の方針を示したり、指導したりするという考えであるということか。
学校教育課長	我々もまだまだ研究不足であることは否めず、2年間の1校の事例があるのみであるため、もう少し状況を把握しながら進めていきたいと考えている。
教育委員	全国には10年以上も先駆けて取り組んでいる自治体もあり、そのような先進地の状況も把握しながら、やはり教育委員会としては、ある程度の方向性を示すなり、指導力を発揮すべきではないかと思っている。
教育委員	委員構成を見てみると関係者で固まっている印象が否めない。難しいとは思うが、第三者的立場の委員に加わってもらう方がよりよい運営ができると思う。例えば、川面幼稚園と川面小学校で構成される川面学園であれば、子どもたちが進学する高梁北中学校の校長等に第三者的立場の委員として加わってもらうことも一つの方法ではないだろうか。当該学校園の校長等は事務局に徹してもよいのではないか。
教育長	学校運営協議会の設置努力が地教行法に明記されたのは、学校評議員制度がなれ合い団体のような状況となって上手くいかなかったという反省から、もう少し厳しく外部から意見を言ったり、学校も外部の人ともっと意見をやり取りしたりする必要があるという考え方からである。そうした趣旨からすると、内輪だけで委員を構成してしまうのは好ましくないということはあるかもしれない。一方で、高梁市の状況では、このような構成でスタートする方がよいということもあるかもしれない。
学校教育課長	就任した委員の任期は、何年となっているか。 2年である。
教育長	他に意見等なければ、まず議案第77号について、可決に賛成の方は、举手願う。

	(全員挙手) 議案第77号は、可決する。
教育長 教育委員	次に、議案第78号について、他に意見等はあるか。 先ほどの皆さんのお意見も踏まえ、本議案については、差し戻して委員構成を再考してもらいたいと思うがどうか。
教育次長	委員の皆さんの貴重なご意見感謝する。教育委員会としても、指導的立場からの取り組みは必要であると思っている。 しかしながら、本日提出した議案の委員構成については、地域で十分協議された上で示されたものである。今後は、委員の皆さんにいただいたご意見も踏まえ、地域に対しても十分に説明を行いながら進めていきたいと考えているのでご理解をお願いしたい。
教育長	委員の皆さんのご意見は、直接の学校園関係者が委員に加わるのはいかがなものかということでよいか。 これまでに設置された市内の学校運営協議会で、当該学校園の校長等が委員に加わっている事例はあったか。
学校教育課長	確認したところ、これまでに設置された学校運営協議会では同様の例はなかった。なお、構成学校園ではない保育園長が委員に加わっている例はあった。
教育長	皆さんのご意見は、提案された委員全員を否決するというものではないので、誰に外れてもらうべきなのかについての意見を伺いたい。
教育委員	コミュニティ・スクールの趣旨を考えた場合、学校運営協議会を構成する直接の学校園関係者は委員に加わらない方がよいと考える。
教育長	ご意見をまとめると、委員から当該学校園である川面小学校の校長と教頭、川面幼稚園の主任教諭は除き、事務局として学校運営協議会には参画してもらう。この3名以外の委員については、承認することである。 他に何か意見等はあるか。なければ、この修正内容での可決に賛成の方は、挙手願う。
教育長	(全員挙手) 議案第78号は、修正可決する。
教育長	続いて、議案第79号について、他に意見等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。
	(全員挙手) 議案第79号は、可決する。
学校教育課長	議案第80号「令和元年度末人事異動方針について」については、議案に沿って事務局より説明。
教育委員	全体の方針としては、この内容でよいと思う。 文部科学省もようやく研究を始めたところであるが、小学校の高学年においては、教科担任制を進めていくべきだと思っている。しかし、そのためには教員の加配が必要となる。加配の確保が難しいことは分かっているが、県費、あるいは市費での対応も検討し、取り組んでもらえればと思っている。
学校教育課長	教科担任制については、来年度、県内14校の研究指定が行われるが、受けるかどうか悩んでいるのが正直なところである。プラス1人の加配はなく、非常勤10時間のみであるため、高梁市内で対応できるとすれば高梁小学校に限られてくるのではないかと考えている。
教育長 学校教育課長 教育長	研究指定は、国語、算数、理科、社会の4教科全てを行う必要はあったか。 4教科全ての必要はなかったと思われる。 授業時間数は国語と算数が20時間、理科と社会が12時間で8時間の差があり、小学校は全員が担任を持っているので、その差をカバーしようとすれば時間割が崩壊状態となってしまう。せめて非常勤を16時間にしてほしいと県に対して要望もしたが、提示された10時間そのものも他の非常勤の時間数を削って捻出するもので、人員増による対応ではないようである。文部科学省も定数要求で、この加配は要求していない。

教育長	本市で取り組むとすれば、14校の研究指定を受ける方法となるが、もう少し調査研究が必要と考えている。ご意見としてお聞きしておきたい。 他に意見等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手) 議案第80号は、可決する。
教育次長	議案第81号「高梁市スポーツ推進計画の策定について」については、議案に沿って事務局より説明。
教育委員	基本理念や基本体系も分かりやすく示されており、さまざまな数値データも示され、当初に示された計画案に比べ、ずいぶん分かりやすい内容になったと思う。
教育長 教育次長 教育長	教育委員会で可決されれば、計画がスタートするということでよかったです。 令和元年度が計画初年度となっており、可決されれば直ちにスタートとなる。 他に意見等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第81号は、可決する。

6. その他

(1) 高梁市文化センターへの指定管理者制度の導入計画について (文化センター所長代理)

教育委員 文化センター所長代理	どのような事業者が指定管理者の対象となるのか。 特に制限はないため、民間事業者、法人、その他団体でも可能である。 指定管理者制度を導入している県内施設の状況を確認すると、最も多いのが財団法人であるが、施設管理業者や企画プロモーション業者が指定管理者となっている例もある。また、ビル管理に長けている業者と企画運営に長けている業者が共同企業体を設置しているような例もある。
教育委員 文化センター所長代理	現在、高梁総合文化会館内に高梁文化協会が事務所を置いているということであるが、どのような状態であるのか。人員は配置されているのか。 高梁文化協会は、建物1階の元観光物産館スペースの半分を事務所として借用されており、主に会長と事務局長が月・水・金曜日に事務所に来られている。 残り半分のスペースは、市の非常備蓄品の保管場所となっている。

(2) 旧吹屋小学校校舎の保存修理の現況報告について (社会教育課長)

7. 閉会 午後3時15分閉会

高梁市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年11月26日

署名委員 川上 はる江

署名委員 吉川 明

作成職員 村上 靖恵